産経新聞

平成２２年９月１１日（土）朝刊２２面

関西防災

住民も情報判断する力を

災害時の避難勧告をめぐり、被災住民が地元の自治体を相手取り賠償請求する訴訟が起きるなど、議論となっている。

洪水や高潮、津波などの水災害では、その様態が時々刻々変化する。これに対応して間違いのないタイミングで避難勧告や避難指示が発令できるか、という問題は必ずつきまとう。

災害対策基本法で、発令を市町村長の責務としながら、それが結果的に間違った場合の罰則規定がないのはその理由による。

また、最近の集中豪雨やゲリラ豪雨をみると、これまでの市街地氾濫（はんらん）の様相が一変した。

平成16年には台風が10個もわが国に上陸し、２００人を超える犠牲者が発生したが、このときは「死者の3分の2法則」の成立を示した。すなわち、死者の3分の2は男性、屋外、高齢者という特徴である。

ところが昨年8月、18人の犠牲者、2人の不明者を出した兵庫県佐用町の豪雨災害は全く様相が異なった。河川の洪水氾濫（外水氾濫）と市街地の雨水による氾濫（内水氾濫）、周囲の山に降った雨水が直接市街地に流れ込むということがほぼ同時に起こった。

谷底平野は一瞬にして水没したわけである。

このような出水過程は住民には未経験であった。16年にも佐用町では豪雨や河川の氾濫があった。しかし、住民も行政もその雨の原因が、付近を通過中の台風23号によるものという理解があった。

ところが、佐用町の場合、台風9号は潮岬沖の太平洋上にあり、そこから延びる「湿舌」（編注・舌状にのびた湿った空気層。先端部分では集中豪雨をもたらす）が、鳴門海峡から一気に兵庫県と岡山県の県境付近に延び、大雨を降らせたのである。

このような状況は気象の専門家のみが知る事であり、防災関係者といえども、災害が起こってからデータを解析してわかったはずである。

このように、近年の災害の発生状況を考えるとき、避難勧告が発令された場合、精度があまり高くないことや、避難に伴う危険が存在していることも承知しておく必要はある。

つまり、避難を公の機関による判断だけに頼ることに危険があることを示している。被災しないためには住民自らの判断による自助や地域住民の協力による共助が必須なのである。

阪神大震災のあと、自助・共助・公助の組み合わせの大切さは多くの住民に理解されたが、それは地震災害だけに当てはまると考えている人が多いのではないだろうか。

そのほかの自然災害に対してもこれらがなければ、結局自分や家族が被災することを知っておかなければならないし、住民自身が情報リテラシー（情報を判断する能力）を身につける必要があるだろう。

（河田惠昭・関西大学社会安全学部長）